

事務連絡
令和6年1月23日

各都道府県母子保健主管部（局）担当課 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業に係る事例紹介
について（情報提供）

母子保健施策の推進につきまして、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般の令和5年度補正予算にて、妊産婦のメンタルヘルスに係る課題に対応するため、地域での連携体制の構築を図ることを目的に、「妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業」（以下「本事業」という。）を新たに創設しています。

産婦のメンタルヘルスに関しては、令和3年度母子保健事業の実施状況等調査において、約1割の産婦が、エジンバラ産後うつ質問票（EPDS）が9点以上で産後うつの可能性が高いと判定されている一方で、精神科医療機関を含めた地域の関係機関と連絡会やカンファレンスを定期的に行っている市町村は7.2%に留まっていることが示されています。

本事業については、「母子保健医療対策総合支援事業（令和5年度補正予算分）の実施について」（令和5年12月28日付けこども家庭庁成育局長）において実施要綱をお示ししたところですが、今般、本事業実施の検討に当たって参考となる事例を別紙のとおりまとめましたので、併せてご参照ください。都道府県におかれましては、上記のような妊産婦のメンタルヘルスに係る現状や課題、参考事例を踏まえた上で、地域の実情に応じて妊産婦のメンタルヘルスに係る課題に対応できる連携体制の構築についてご検討いただきますようお願いいたします。なお、本事業が効果的に実施されるよう医療政策主管部局や精神保健主管部局等の関係部局とも情報共有を行う等必要に応じて庁内でも連携いただくようお願いいたします。